

大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書 評定の府内統一ルールのお知らせ

令和5年6月 大阪府教育委員会

大阪府では、平成28年度の大阪府公立高等学校入学者選抜から、調査書に記載する各教科の評定を「目標に準拠した評価（絶対評価）*」による5段階評定で行っています。

各中学校は、文部科学省が示す学習指導要領に則った適正な評価に努めていますが、「絶対評価では、学校によって差が出てしまうのではないか」という心配の声がありました。

そこで、大阪府教育委員会では、公平な入学者選抜を実施するため、各中学校がつける調査書の評定について、大阪府全体の状況に照らし適正であるかどうかを確認するために、チャレンジテストを活用した府内統一ルールを定めています。

*目標に準拠した評価（絶対評価）

……生徒一人ひとりの各教科の学習状況について、テストや日頃の学習の様子等により

学習指導要領が示す目標の実現状況を見る評価

中学校1年生・2年生

- ① 府教育委員会は、各学年の2学期末までの府内公立中学校の評定の状況により、各学年の「府全体の評定平均」を定めます。
- ② 各中学校は、1月に実施するチャレンジテストの自校の結果と府全体の平均と比べて、自校の各学年の「評定平均の範囲」を算出します。

[例]中学1年生の府全体の評定平均が3.46の場合の「評定平均の範囲」

	X中学校	Y中学校	府全体
中1チャレンジテストの平均得点	57.0点	63.0点	60.0点
中1チャレンジテストの対府比【A】	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安【B】 (「府全体の評定平均」×【A】)	3.29	3.63	3.46
評定平均の範囲(【B】±0.3)	2.99～3.59	3.33～3.93	—

- ③ 各中学校は、自校の各学年全体のチャレンジテスト実施教科（中学1年生は3教科（国、数、英）、中学2年生は5教科（国、社、数、理、英））の評定の平均と、②で求めた「評定平均の範囲」を比べ、適切な評価が行われているか検証します。「評定平均の範囲」に収まらない場合は、評価の方法の見直しを行ったうえで、評定をつけます。

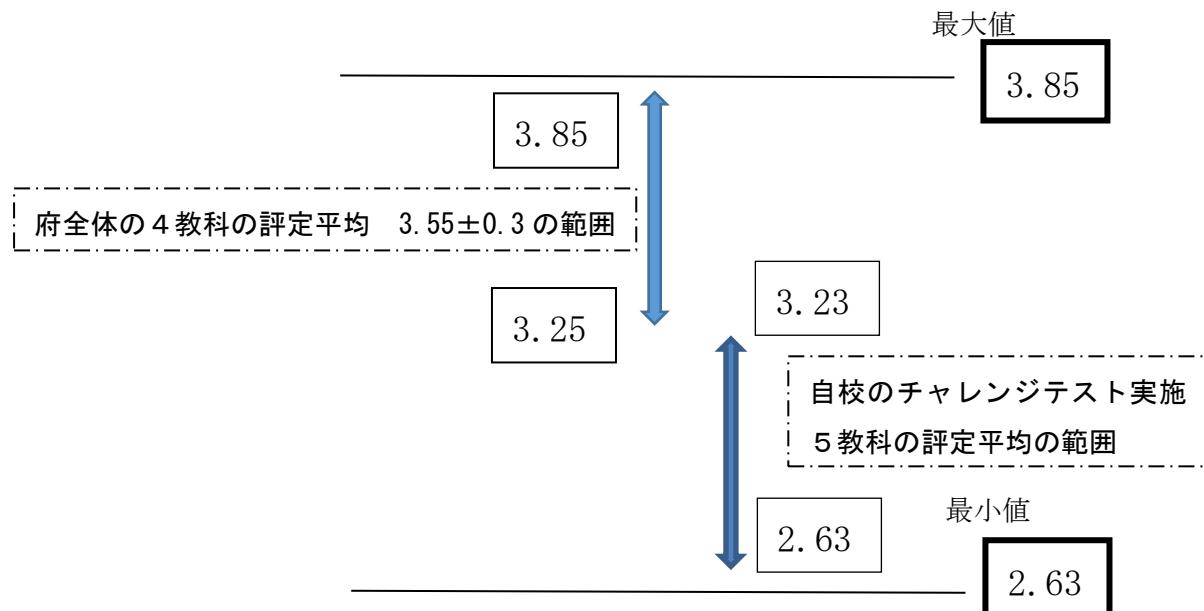
評価の方法を見直す過程で、通知表等の評定に比べて、高い（低い）評定がつく場合があります。

中学校3年生

- ① 5教科（国語、社会、数学、理科、英語）について、府教育委員会は、中学2年生の学年末の府内公立中学校の評定の状況により、中学3年生の「府全体の評定平均」を定めます。
- ② 各中学校は、中学3年生の9月に実施するチャレンジテストの自校の結果と府全体の平均とを比べて、自校の「評定平均の範囲」を算出します。
- ③ 各中学校は、自校の3年生全体の5教科の評定の平均と、②で求めた「評定平均の範囲」とを比べ、適切な評価が行われているか検証します。「評定平均の範囲」に収まらない場合は、評価の方法の見直しを行ったうえで、評定をつけます。
評価の方法を見直す過程で、通知表等の評定に比べて、高い（低い）評定がつく場合があります。
- ④ 4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）について、府教育委員会は、中学2年生の学年末の府内公立中学校の評定の状況により、中学3年生の「府全体の4教科の評定平均」を定めます。
- ⑤ 各中学校は、自校の3年生全体の4教科の評定平均を算出します。そして、「府全体の4教科の評定平均」 ± 0.3 の範囲と②で求めた「評定平均の範囲」とを組み合わせて設定した「自校の4教科の評定の範囲」と、自校の3年生全体の4教科の評定平均とを比べ、適切な評価が行われているか検証します。「自校の4教科の評定の範囲」に収まらない場合は、評価の方法の見直しを行ったうえで、評定をつけます。
評価の方法を見直す過程で、通知表等の評定に比べて、高い（低い）評定がつく場合があります。

〈例〉 4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）の検証範囲について

「府全体の4教科の評定平均」が3.55、自校のチャレンジテスト実施5教科の「評定平均の範囲」が2.63～3.23の場合、2.63～3.85

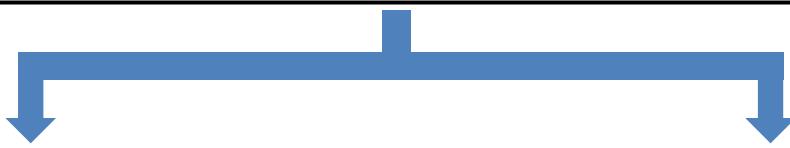


中学校において調査書の評定が決まるまで

中学校は、学習指導要領に定める目標に準拠し、個々の生徒の学習状況を評価し、評定をつけます。



中学校は、自校の「評定平均」がチャレンジテストの結果を使って定めた「評定平均の範囲」にあてはまっていることを確認します。



あてはまっている

あてはまっていない



各中学校において調査書
の評定をつけます。



評価の方法の見直しを行
い、適正に評価します。

Q&A（よくあるご質問）

Q チャレンジテストの点数で調査書(内申書)の評定が決まるのですか？普段の学校でのがんばりは無駄になるのですか？

A 調査書の評定は、学校での普段のテストや授業などの学習状況を見て、各学校が判断し、決定します。

チャレンジテストはあくまでも各学校の調査書の評定が適正かどうかを確認するために用いられます。

Q チャレンジテストで「評定平均の範囲」が高い(低い)学校に在籍している場合、自分の学力よりも高い(低い)評価がつくのですか？

A 「評定平均の範囲」は、その学校に在籍する当該学年全体の評定の平均が、その範囲にあてはまっていることを確認するものです。したがって、「評定平均の範囲」が高い(低い)学校に在籍していても、そのことによって個人の評定が高く(低く)なることはありません。

Q 調査書(内申書)の評定が相対評価から絶対評価になることで、「5」「4」の生徒ばかりの学校や、「2」「1」の生徒ばかりの学校が発生し、入試が不公平になるのではないか？

A 「相対評価(集団に準拠した評価)」は、あらかじめ決められた 10 段階の各段階の人数割合に応じて、全生徒を成績順に並べて、たとえば上位3パーセントの人数だけを「10」とするような評価です。そのため、在籍する学校によっては、学力が高い生徒が高い評定にならなかったり、逆に学力がそれほど高くなない生徒が高い評定になったりすることがあります。

一方、「絶対評価(目標に準拠した評価)」では、各評定の人数割合が決められているわけではなく、個々の生徒の学力に応じた評定をつけることができます。ですから、学校によっては高い評価(低い評価)の生徒が多くなることもあります、そのことで入試が不公平になるということはありません。

チャレンジテストによる府内統一ルールは、この絶対評価の考え方によって学校間に差が出ないよう確認を行うためのものです。このルールにより、生徒の実態により応じた評定をつけることができるようになります。

**学校は、授業や宿題、テストなどの皆さんの日常の学習の結果を評価しています。
毎日の学習にしっかり取り組んで、自分の力をのばしてください。**



大阪府教育庁教育振興室 高等学校課 学事グループ
電話 06 (6941) 0351 (内線 3420)